

西部管内須磨区北部街路樹管理業務委託 実施要領
(公募型プロポーザル)

令和7年11月

神戸市

西部管内須磨区北部街路樹管理業務委託実施要領（公募型プロポーザル）

目 次

1. 業務名称	1
2. 業務内容に関する事項	1
(1) 事業目的と概要	1
(2) 業務内容	1
(3) 事業規模	1
(4) 契約期間	1
(5) 業務対象	1
(6) 費用分担	2
3. 契約に関する事項	2
(1) 契約方法	2
(2) 契約保証金	2
(3) 委託料の支払い	2
(4) 契約書案	2
(5) その他	2
4. 応募資格等に関する事項	2
5. 応募の無効	3
6. スケジュール	4
7. 応募手続き等に関する事項	4
(1) 実施要領の配布	4
(2) 参加表明	4
(3) 質問の受付・回答	4
(4) 企画提案書等の提出	5
8. 選定に関する事項	6
(1) 選定基準	6
(2) 選定方法	6
(3) 失格事由	7
(4) 選定結果の通知及び公表	7
9. その他	7
(1) 応募に要する費用、条件等	7
(2) 提出先、問い合わせ先	7

<別紙>

- ・西部管内須磨区北部指定路線

<様式>

- ・参加表明書（様式1）
- ・質問書（様式2）
- ・企画提案書等提出届（様式3）
- ・共同事業体結成届出書（様式4）
- ・共同事業体協定書（様式5）
- ・委任状（様式6）
- ・会社概要（様式7）
- ・資本関係・人的関係調書（様式8）
- ・企画提案書（様式9）

1. 業務名称

西部管内須磨区北部街路樹管理業務委託

2. 業務の内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、街路樹管理に関する業務を一本化し、契約期間を複数年とすることで、長期的な観点から計画的に高質な都市景観の形成を図るとともに、民間事業者の知識経験や創意工夫を活かした良好な市民サービスを提供するため、包括的な委託業務の事業者を公募により選定するものです。

また、神戸市では平成29年4月に「街路樹再整備方針」を策定して、「まちなみと調和のとれた街路樹の育成（街路樹の適正化）」と「風格のあるまちなみ景観の形成（街路樹の高質化）」に取り組んでいます。この街路樹再整備方針の内容と下記に示す近年の課題を踏まえ、街路樹がより健全に生育できる環境や安全で居心地の良い歩行空間の確保につながるような提案を行ってください。

＜街路樹再整備方針＞

<https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/flower/gairoju/saiseibi.html>

＜街路樹管理の近年の課題＞

①安全確保の必要性向上

- ・枯枝の落下や倒木等の事故が増加している。
- ・高木の下枝や低木の繁茂により、見通し障害や下枝等の接触事故が発生している。
- ・剪定作業による剪定枝の落下や草刈り作業による石飛事故が多発している。

②景観の悪化

- ・時期により植栽帯等に雑草が著しく繁茂している。
- ・樹種による適期を外した剪定による街路樹の枯損や、強剪定による樹形の崩れが見られる。

(2) 業務内容

西部管内須磨区北部の街路樹の維持管理（高木剪定作業、中低木剪定作業、草刈作業、抜根除草作業、病虫害駆除作業、灌水作業、点検業務等）

※別添「西部管内須磨区北部街路樹管理業務委託仕様書（案）」をもとに、街路樹及び緑地帯等を安全で美しい状態に保つものとする。

(3) 事業規模（契約上限額）

本事業の契約上限額は次のとおりとし、契約上限金額の範囲内で提案すること。

※契約上限額は3年間の合計ではなく、年度ごとに設定しているため、各年度の上限額を超えないように提案してください。

令和8年度	金	60,000,000	円（消費税を含む）
令和9年度	金	60,000,000	円（消費税を含む）
令和10年度	金	60,000,000	円（消費税を含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(5) 業務対象

西部管内須磨区北部（白川台・落合・友が丘・若草町・横尾・高倉台周辺）

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約方法

神戸市契約規則の規定に基づき、3年間の委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書（案）及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約を締結しない場合がある。

(2) 契約保証金

契約金額（3年間）の100分の3以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、受託者（共同事業体の場合はその代表者）が神戸市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。（保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合等）

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは事前に本市と協議のうえ決定した時期に、本市の検査を経て受託者の請求に基づき支払うものとする。

(4) 契約書案

別添（頭書、委託契約約款及び仕様書（案））参照

(5) その他

本市が求める業務水準（※）を下回る業績や社会的信用を損なう行為など、本業務を担うものとしてふさわしくないと判断した場合には、契約解除を行う場合がある。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

契約年度において、当該契約にかかる予算の減額及び削減があった場合は、契約を締結しない場合がある。

本業務にかかる責任の所在はリスク分担表（仕様書（案）別紙5）による。

※本市が求める業務水準とは、仕様書（案）をもとに、「本市が管理する街路樹及び緑地帯等を安全で美しい状態を保つ」ことであり、作業に起因する事故の発生や、市民からの要望・苦情の発生及びその対応を含めて判断します。

4. 応募資格等に関する事項

応募者は「単体」又は「共同事業体」とし、参加表明の日（参加表明書を事務局が受け付けた日）から契約締結の日までの期間において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

共同事業体の場合は、その構成員全員が次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品等）を有すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

(4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(6) 神戸市内に本店を有すること。

※なお、本業務の履行にあたって再委託を必要とする場合は、できる限り神戸市内の再委託先業者に発注するように配慮すること。

(7) 共同事業体等の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体等の構成員として、重複して応募しないこと。

5. 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。

(1) 「4. 応募資格等に関する事項」に該当しない者が応募したとき。

(2) 応募する複数の者（組合や共同企業体にあつてはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合。ただし、該当する者の一者を除く全てが参加を辞退した場合には、残る一者の応募は無効とはならない。

(ア) 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他、適正さが阻害されると認められる場合

組合や共同企業体とその構成員が同一の業務に応募している場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

6. スケジュール

(1)	実施要領の配布期間	令和7年11月10日（月）から 令和7年11月28日（金）午後5時
(2)	参加表明書の提出期限	令和7年11月28日（金）午後5時
(3)	質問の受付期限	令和7年11月28日（金）午後5時
(4)	企画提案書等応募書類の提出 受付期間	令和7年12月1日（月）から 令和7年12月23日（火）午後5時
(5)	選定結果通知	令和8年 2月 上旬～中旬予定
(6)	契約締結	令和8年 4月 1日（水）
(7)	事業開始	令和8年 4月 1日（水）
(8)	事業終了	令和11年 3月31日（土）

7. 応募手続き等に関する事項

本募集に応募を希望する者の受付手続き等は以下のとおりとする。「4 応募資格等に関する事項」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 実施要領の配布

ア 配布期間

令和7年11月10日（月）から 令和7年11月28日（金）午後5時まで

イ 配布方法

本市ホームページからダウンロード（郵送による配布は行いません）

https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/park/gairoyukoubou/seibukannaisumahokubu_r8/hokatsuitaku.html

(2) 参加表明

ア 受付期間

令和7年11月10日（月）から 令和7年11月28日（金）午後5時まで

イ 受付方法

別紙「参加表明書」（様式1）に必要事項を記載の上、建設局公園部整備課まで電子メールにて提出すること。※参加表明書を受け取った翌日（休日の場合は翌営業日）までに、各応募者の担当者宛に参加表明の確認を電子メールで連絡しますので、電子メールが届かない場合は電話にて問い合わせてください。

＜ 電子メールアドレス：ryokuchi-syomu@city.kobe.lg.jp ＞

ウ 辞退

参加表明後、提出期限までに企画提案書等応募書類の提出を行わなかった場合は、辞退したものとして取り扱う。

※参加表明後に企画提案書等応募書類の提出を行わず、辞退となったことにより不利益を被ることはありません。

(3) 質問の受付・回答

ア 受付期間 令和7年11月10日（月）から 令和7年11月28日（金）午後5時まで

イ 提出方法 別紙「質問書」（様式2）に記載し、建設局公園部整備課まで電子メールで提出すること。

電子メールアドレス：ryokuchi-syomu@city.kobe.lg.jp

- ウ 回答方法 令和7年12月9日（火）までに本市ホームページで公表。
- エ その他 質問書の提出は参加表明書を提出した応募者に限るものとする。

（４）企画提案書等応募書類の提出

提出を求める書類は以下のとおりとする。

ア 提出書類はA4版とする。企画提案書については紙およびデータによる提出とする。

（※企画提案書のデータは、WordおよびPDFの形式で提出すること。）

イ 提案書にはページ番号を振ること。

No.	内 容	様式	部数	提出方法	備 考
1	企画提案書等提出届	3	1	紙	
2	共同事業体結成届出書	4	1	紙	共同事業体のみ提出すること。
3	共同事業体協定書	5 (例)	1	紙	共同事業体のみ提出。受託予定者となった場合に、契約までの間に提出すること。
4	委任状	6	1	紙	共同事業体のみ提出。受託予定者となった場合に、契約までの間に提出すること。
5	会社概要 (組織図・主な業務内容等)	7	1	紙または データ	共同事業体は全構成員のものを提出すること。
6	資本関係・人的関係調書	8	1	紙または データ	共同事業体は全構成員のものを提出すること。
7	企画提案書	9	7	紙および データ	
8	見積書	—	1	紙または データ	3年間の総額および、年度ごとの内訳を記載したものを提出すること。

ウ 受付期間

令和7年12月1日（月）から 令和7年12月23日（火）午後5時まで

持参又は郵送（受付期間内の消印を有効とする）による。企画提案書は紙で提出した上で、データを下記電子メールアドレスに送信すること。

エ 提出先

建設局公園部整備課 （神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸5階）

電子メールアドレス：ryokuchi-syomu@city.kobe.lg.jp

8. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		評価の視点	配点
実施方針 (5点)	実施方針	複数年の包括委託である本業務の目的や課題を十分に理解しているか	5点
実施体制 (35点)	業務実績	類似業務の実績の有無、環境対策の取り組み	5点
	実施体制	適切な班体制か、自社班で一定の体制を組んでいるか、市内業者に再委託しているか（再委託を要する場合）、再委託先との連携がとれているか（再委託を要する場合）	15点
	高い技能や豊富な知識	有資格者の配置の有無（街路樹剪定士指導員、街路樹剪定士、樹木医、1, 2級造園施工管理技士）、業務責任者（予定）の保有資格	5点
	点検業務の実施内容	点検業務の実施計画（頻度・実施方法・点検結果への対応や作業への反映方法・市民からの苦情要望への対応体制）	10点
実施内容の提案・実現可能性 (50点)	業務実施計画 (年間スケジュール等)	業務期間、業務範囲、業務量を適切に把握し、実効性のある計画か 植栽の種類に応じた適切な作業時期であるか	5点
	安全対策	適切な安全管理方法となっているか（全般・草刈時の石飛対策）	10点
	技術提案	複数年の包括委託の趣旨をふまえたうえで、質の高い街路樹管理を実現するための技術提案となっているか	20点
	街路樹の機能向上や地域の価値向上	指定路線（別紙）における街路樹の機能向上や地域の価値向上につながる効果的な管理方法を、現状や課題を踏まえて具体的に提案しているか	15点
価格 (10点)	見積金額	経済的な見積もり額であるか 見積額の内容が適切であるか	10点
合計			100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸市街路樹管理業務委託候補者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員会は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、各委員の評価点の平均点が最も高い応募者を受託予定者として選定する。
- ウ 受託予定者と仕様書及び契約価格その他の条件について合意に達しない場合には、次に得点した応募者を受託予定者として決定する。
- エ 応募者が1社のみであってもプロポーザルは成立するものとし、審査・選定を行うものとする。
- オ 最も評価点が高かった応募者の評価点が60点以下の場合、最低基準を満たしていな

いとして、該当者なしとする。

- カ 最も高い評価点が同点の場合は、選定基準の実施体制（評価点 15 点）の点数が高い者を受託予定者として決定する。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募者と企画提案書等応募書類の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案書等応募書類の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（４）選定結果の通知及び公表

審査結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

ホームページへの掲載情報は、評価点が最も高い応募者及び次に得点した応募者の名称（共同事業者の場合は構成する全ての事業者の名称）と、応募者すべての評価結果（点数）とする。

なお、個別の審査内容、選考過程等の内容についての問い合わせには回答しない。

９．その他

（１）応募に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等応募書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書等応募書類は返却しない。
- エ 提出された応募書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- オ 期限後の企画提案書等応募書類の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外排除措置を受けた者の参加は無効とする。
- キ 応募書類の著作権は応募者に帰属する。
- ク 受託予定者との契約締結については、神戸市会での令和 8 年度予算の可決後となる。本件調達に係る予算が成立しない場合は、本件調達を無効にする。この場合においても、本件調達の準備行為等要した一切の費用については、本市は保証しない。

（２）提出先、問い合わせ先

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1 番 7 号コンコルディア神戸 5 階
神戸市建設局公園部整備課（電話 078-595-6471）

◇須磨区北部指定路線

須磨北部は須磨区の中でも植栽が密集しており、要望の多いエリアである。

中でも以下の３路線は特に要望が多く、明るく安全な状態に保ちたいと考えている路線である。

○名谷環状線

【指定理由】名谷駅から環状に伸びている地域内の幹線道路。歩車道間にケヤキ、歩道と民地の間にクスノキを中心とした緑地があり、緑量が多く、要望が多い路線

【課題】ケヤキの枯れ枝等が目立ち、計画的に形を整える剪定が必要（３か年で路線全体実施）
民地側の緑地部分は民地への配慮が必要。横断歩道周辺など要所の見通しを良くしたい。

【樹種】

- ・高木：ケヤキ、クスノキ他
- ・低木：ツツジ他



○緑道２号線・中央緑道

【指定理由】名谷地区の中で幹線となる緑道であり通行している人が多いため地域からの要望が多く、植栽されている樹木の密度が高い路線。

【課題】見通しの良い安全な緑道にしたい。

【樹種】

- ・高木：混植
- ・低木：混植



○高倉台団地内緑道

【指定理由】高倉台団地内に張り巡らされた緑道で地域の人の散歩道としても使われている。

【課題】夏季は地元要望により、ツツジとハナミズキについて基本的に週に２回程度の灌水が必要。見通しの良い安全な緑道にしたい

【樹種】

- ・高木：混植
- ・低木：混植

